

老人保健

お医者さんにかかるときの 一部負担金が軽減されます

老人保健とは

健康保険に加入している人は、75歳一定の障害があると認定された場合は65歳以上になると、加入している健康保険の資格に加えて老人保健の適用が受けられ、お医者さんにかかるときの一部負担金が収入に応じて1割または2割に軽減されます。

ただし、昭和7年9月30日以前生まれの人は、従来どおり老人保健の対象一定の障害があり、市



長の認定を受けた65歳以上の人も同様です。

また、昭和7年10月1日以降に生まれた人は、75歳になるまでは加入している健康保険から高齢受給者証が交付され、収入に応じ一部負担金が軽減されます。

お医者さんにかかるときは

お医者さんにかかるときは、窓口で健康保険証、健康手帳、老人医療受給者証を必ず提出してください。

老人保健制度は、世帯や所得の状況により、自己負担割合が1割と2割に分かれています。老人医療受給者証がないと負担割合の正しい判定ができません。

入院したときは
次に該当する人は「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すれば、入院時の自己負担額および食費負担が減額されます。この認定証は、

保険年金課に申請し、認定された場合に交付されます。

○住民税非課税の世帯に属する人(住民税非課税)と、そのうち世帯員の所得がない人または年金収入だけの場合65万円未満である人(住民税非課税)

窓口で支払うお金は

医療機関などの窓口では、かかった医療費の1割または一定以上所得者は2割を負担します。

ただし、入院の場合は限度額があります。

○一定以上所得者とは
同一世帯に一定の所得以上(市民税課税所得が124万円以上)の70歳以上の人または老人保健対象者がいる人。

ただし、一定所得以上でも70歳以上の人および老人保健対象者の収入の合計が、一定額未満(70歳以上の人および老人保健対象者が一人の世帯の場合は年収450万円未満、二人以上の世帯の場合は世帯の年収637万円未満)であることを申請し認定された場合は1割負担となります。

所得判定は毎年8月1日を基準に見直しを行います。

高額医療費が支給されます

外来や入院などで、同じ月内の自己負担額が限度額を超えた場合、後日申請して老人保健から払い戻しを受けることができます。高額医療費が支給される人には、受診月の2〜3カ月後に「該当通知書」を送付しています。通知が届いた人は、早めに保険年金課で手続きをしてください。また、住民税非課税に該当する人は、限度

額が減額されますので、負担額減額認定の申請をしてください。

こんなときには届け出を

転入や転居などにより世帯構成などが変わったり、加入している医療保険証が変わったりした場合、届け出が必要です(左表参照)。正しい医療費の支払請求ができなくなりますので、届け出を忘れずをお願いします。

くわしくは保険年金課 ☎ 201526へ。

こんなときには届け出を	届け出に必要なもの
転入してきたとき	健康保険証・負担区分証明書
転出するとき	医療受給者証・国民健康保険証・介護保険証
死亡したとき	
住所が変わったとき	
医療保険の変更およびそう失(記号番号変更含む)	健康保険証(社会保険証など)・医療受給者証
65歳以上で寝たきりなどになったとき	印鑑・健康保険証と身体障害者手帳・障害年金証書・診断書のいずれかの書類
医療受給者証をなくしたとき	健康保険証

還付申告書が自分で作成できます

成田税務署では、所得税還付申告書の「自書説明会」を行います。

これは、次の申告書を自分で作成するための説明会で、当日会場へ提出することもできます。

なお、個別での申告相談は行いません。

給与所得のみの人の住宅借入金等特別控除または医療費控除による還付申告書

公的年金所得のみ、または公的年金と給与所得のみの人の還付申告書

自書説明会の日程は下表のとおりです。中途入場はできませんので、開始時刻までに必ず受け付け



還付申告書を自分で作るう

をしてください。また、受け付けの混雑状況によっては早めに締め切る場合があります。

会場に持参するもの

参加者全員が持参するもの

筆記用具 計算機 印鑑

還付金の振込先の分かるもの
社会保険料控除や生命保険料控

日時	会場	対象者
2月6日 (金)	市役所6階 大会議室	給与所得者で住宅借入金等特別控除の申告をする人(年末調整済み)
		年金のみまたは給与と年金が両方あり、住宅借入金等特別控除以外の理由で還付申告をする人
2月10日 (火)	市体育館 会議室	給与所得者で医療費控除の申告をする人(年末調整済み)
		年金のみまたは給与と年金が両方あり、住宅借入金等特別控除以外の理由で還付申告をする人

除などがある人はその証明書

給与所得のみの人は

。医療費控除を受ける人：平成

15年分源泉徴収票の原本(コピーは不可)、医療費の領収書、

保険金などで補てんされる金額が分かる書類

。住宅借入金等特別控除を受ける

人：平成15年分源泉徴収票の原本(コピーは不可)、住民票(本人のもの)、住宅取得資金に係

る借入金の年末残高証明書、登記事項証明書、売買契約書また

は請負契約書の写し(土地などの取得がある場合には、土地の

登記事項証明書と売買契約書の写しも必要)など

公的年金のみの人は

平成15年分公的年金などの源泉徴収票の原本(コピーは不可)

公的年金と給与所得の両方ある人

平成15年分の公的年金と給与の源泉徴収票の原本(それぞれコピーは不可)

市・県民税の申告やそのほかの所得税の確定申告については「広報なりた」2月1日号をご覧ください。くわしくは成田税務署(☎28・5151)または市税務課(☎20・1513)へ。

児童生徒の事情により指定校変更や区域外就学が

市立の学校への就学は、あらかじめ定められた就学区域(学区)の学校に通学するのが原則となっています。

ただし、児童生徒の具体的な事情(左表参照)に則して、相当と認めるときは、保護者の申し立てにより指定校変更や区域外就学が認められる場合があります。

指定校変更：市内に住む児童生徒に対して、定められた就学区域(学区)以外の成田市立小中学校への通学を認める制度

区域外就学：市外の市町村に住む児童生徒に対して、成田市立小中学校への通学を認める制度

新年度からこの制度を利用したい人は、早めに申し出てください。

就学区域は、市のホームページ(<http://city.narita.chiba.jp>)でも公開しています。

具体的な事情の例

理由	指定校変更	区域外就学
地理的条件や通学路の安全に関するもの		
下校後の小学生を祖父母などが養育する場合		
学童保育所に通う場合		
住宅の建て替え・購入などに関するもの		
最終学年(小6、中3)になってからの住所変更		
家庭の事情により住民票の異動が困難である場合		
海外帰国子女および外国人子女学級へ入級を希望する場合		
児童生徒の身体的理由に関するもの		
終業式・修了式まで40日未満の場合		
いじめなどにより心身の安全が脅かされるような場合		
市外転居で心身への多大な悪影響が懸念される場合		
小・中学校へ入学した後の市内転居によるもの		
兄弟姉妹の指定校変更に伴うもの		
兄弟姉妹の特殊学級就学に伴うもの		

申請手続きや添付書類などくわしくは学務課(☎20・1581)へ。

地上デジタルテレビ放送

UHFテレビ中継局のチャンネルが変わります

昨年12月1日に首都圏で「地上デジタルテレビ放送」が開始されましたが、その拡充を図るため、現在アナログで放送されているUHFテレビ中継局のチャンネルが一部変更になります。変更の内容は、左表の通りです。

	佐原局		江戸崎局		成田局	
	現在	新チャンネル	現在	新チャンネル	現在	新チャンネル
NHK総合	29	52	50 (変わらず)		30	51
NHK教育	32	44	48 (変わらず)		28	49
日本テレビ	26	54	53	33	25	53
TBSテレビ	24	56	55	36	23	55
フジテレビ	22	58	57	43	21	57
テレビ朝日	20	60	59	45	19	59
テレビ東京	18	62	61	39	17	61
千葉テレビ	36	35				
新チャンネル開始	1月20日予定		4月上旬予定		5月予定	
旧チャンネル終了	3月15日予定		5月中旬予定		7月予定	



佐原局をご覧のみなさんへ
佐原局から放送されている8つのチャンネルがすべて変更になります。

佐原局をご覧の家庭などには、昨年11月から工事申請書と返信用封筒が発送されています。受信対策センターでは、申請者からの書類到着後、順次工事日程の調整を行い、1月20日ごろから工事を開始する予定です。

書類が届いていない場合や、不明な点があるときは、「お問合せ先」にご連絡ください。

一般家庭の工事に一切負担はありません

一般家庭のテレビ受信機のチャンネル変更に関しては、国の費用で行われるので、対策工事に係る費用の負担は一切ありません。詐欺にご注意ください。

自分でチャンネル変更する場合はご連絡を

テレビのチャンネル変更操作自体は、リモコンを使うので簡単な設定なので、自分で行うこともできますが、アンテナの取り替えを必要とする場合があります。自分で変更設定を行う場合は、あらかじめ問い合わせてください。

事業所などは

事業所 ホテル、旅館、商店など、日常生活の場以外で使用しているテレビについては、各事業所などの負担で受信チャンネル変更を行うてください。該当者には、チャンネル変更の内容案内と対策依頼の書類をお届けしています。みなさんご理解とご協力をお願いします。

江戸崎局・成田局の工事は

江戸崎局のチャンネル変更工事は4月ごろから、また、成田局は5月ごろから開始の予定です。これらの局を受信している人に

は、事前にあらましのお知らせが送付され、その後工事開始の2カ月ほど前に工事申請書が届けられる予定です。

くわしくはアナログテレビチャンネル変更対策千葉地域受信対策センター(☎01220401398)へ。

冬期の水道

水道管の凍結には十分気をつけて

寒くなると水道管が凍って水が出なくなったり、破裂したりすることがあります。

凍結を防ぐには布・フェルトなど保温材料で保護するのが一番です。特に屋外に露出している水道管には注意が必要です。

凍結したら、水道管に直接熱湯をかけないでタオルや布をかぶせ、その上からぬるま湯をゆつくりかけてください。破裂したら、メーターボックス内のバルブを回して水を止め、市指定の工事に連絡をして修繕(有料)してください。

くわしくは市水道部(☎22-0269)へ。なお、ニュータウン地区の水道の修繕は、県水道局成田支所(☎27-2231)に連絡を。

市指定給水装置工事業者 (市内に事務所がある事業者)

名称	住所	電話番号
さくらエンジニアリング(株)	公津の杜2-38-10	27-8976
(有)船橋ポンプ	田町60-1	22-1040
川崎設備興業(川崎政和)	幸町1025	22-1263
伊藤設備工業(株)	本三里塚91	35-0230
(株)斉藤設備	橋台1-45-1	27-2141
鈴木水道(株)	馬橋2-19	22-1160
(有)鈴木商店	北須賀189	26-2451
池田建設工業(株)	並木町9-11	22-4765
富士設備(齊藤富二男)	米野232-11	26-8540
(株)ヤシマ	土屋1400	23-2841
(有)三橋設備	西和泉818	36-0322
進明設備工業(有)	三里塚262-53	35-2179
(有)瀬垣水道工業	寺台444	22-5836
共立工業(株)	三里塚188	35-0311
第一空諷(株)	並木町161-77	22-6125
(株)なかむら	不動ヶ岡2118	22-2279
ナリタ管工(有)	並木町207-9	24-2637
(株)アクア	並木町93-6	24-3580
三和総業(株)	東和田557	22-4156
(株)安藤総合設備	本三里塚175-28	35-7451
ウッドテック(株)	花崎町766-7	23-5721
(株)浮島工業	下福田150	23-5222
後藤工業(株)	押畑1207-1	24-0506
(株)海上	美郷台2-26-27 3F	24-5886
(株)サンショウ冷熱	西三里塚1-596	35-1117
成田空港施設(株)	三里塚1-2	32-6551
丸菱工業(株)	不動ヶ岡1918	22-2236

国民健康保険税・介護保険料

申告用証明書を

1月下旬に郵送します

平成15年中に支払った国民健康保険税、介護保険料(普通徴収分)の払込証明書は1月下旬に送付します。還付申告などで、それ以前に証明書が必要な人は、次の窓口で申請してください。

- 国民健康保険税払込証明書「税務課 市役所2階」
- 介護保険料払込証明書「保険年金課 市役所1階」

くわしくは税務課 ☎20-1513 (または保険年金課 ☎20-1526)へ。

なお、国民年金保険料の払込確認書は発送されません。領収書などを紛失した人には、社会保険事務所 で納付期間証明を発行します。

くわしくは千葉社会保険事務局 佐原事務所 ☎0478-55-1661)へ。

住宅街の違法駐車

困ります！

自分勝手な迷惑駐車

最近、駅周辺ばかりでなく、住宅街でも迷惑駐車が増え苦情などが多く寄せられています。

迷惑駐車は緊急車両などの通行の妨げになり、事故の原因にもなるなど、市民生活に大きな影響を及ぼしています。

市では、関係機関と連携を図り街頭啓発を行うなど、運転者の意識改革に努めたり、警察へ通報し、取り締まりを強化してもらったりしています。

迷惑駐車をする人には、周辺住民も多いと思われます。迷惑駐車を無くすため、地域のみなさんで話し合つなど、ご協力をお願いします。

迷惑駐車は運転者一人ひとりのモラルや良心に頼らざるを得ません。駐車をする場合、最寄りの駐車場を利用しましょう。

くわしくは市民生活課 ☎20-1527)へ。

今月の納税

市・県民税(第4期分)

納期...1月16日(金)~2月2日(月)
くわしくは税務課 ☎20-1513)へ。

国民健康保険税(第7期分)
介護保険料(第7期分)

納期...1月16日(金)~2月2日(月)
くわしくは保険年金課 ☎20-1526)へ。

相談日

相談名	期日	時間	場所	問い合わせ先
市民(行政)相談	月~金曜日	8:30~17:00	市役所2階相談室	市民相談所 ☎20-1507
市民生活相談(家事・民事)	月・木曜日	9:00~16:00	"	"
法律相談(予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00~16:00	"	"
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	1月27日(火)	10:00~15:00	市役所2階201会議室	"
不動産相談	1月20日(火)	10:00~12:00	"	"
税務相談	1月20日(火)	10:00~15:00	市役所2階相談室	"
外国人相談 (英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)	1月22日(木)	13:00~16:00	市役所2階201会議室	"
市民よろず相談	1月17日(土)	13:00~16:00	中央公民館会議室	市民よろず相談事務局 作田義美さん(☎23-3286)
女性就業(内職)相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00~16:00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課 ☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月~金曜日	9:00~16:00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課 ☎22-1111 内線2725
住宅相談(予約制) (新築・増改築などに関する相談)	2月12日(木)	10:00~12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所 ☎22-2101 2月9日(月)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月~金曜日	9:00~16:00	パートサテライト(商工会館1階)	パートサテライト ☎22-8281
消費生活相談	月~金曜日	10:00~16:00	消費生活センター(市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00~15:00	市役所1階相談室	保険年金課 ☎20-1526
交通事故相談	2月3日(火)	10:00~15:00	市役所2階201会議室	市民生活課 ☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00~15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会 ☎27-7755
酒害相談	1月22日(木)	9:00~12:00	"	"
介護相談	2月12日(木)	14:00~16:00	セントアンナ在宅介護支援センター ☎35-6071	高齢者福祉課 ☎20-1537
家庭児童相談	月~金曜日	9:00~16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課 ☎20-1538
戦没者遺族相談	1月26日(月)	10:00~15:00	市役所1階相談室	厚生課 ☎20-1536
健康体力相談	火曜日	9:00~12:00	市体育館	市体育館 ☎26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9:00~17:00	市役所5階会議室	教育指導課 ☎20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9:00~16:00	教育センター(市立図書館2階)	教育センター ☎20-6336
教育相談(不登校相談も)	月~金曜日	10:00~17:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室 ☎28-3234